2018.5.19

2018 年度日本ジオパーク再認定審査方針及び審査手順(案)

日本ジオパーク委員会

1. 再認定審査の考え方

日本ジオパーク委員会は、国際地質科学ジオパーク計画 (International Geoscience and Geoparks Programme: IGGP) の定款とガイドライン1に示されている考え方に沿って、日本ジオパークネットワークのメンバーにふさわしい地域を認定しています。

日本ジオパークの再認定審査においては、地質遺産の保全、活用の仕組みと取り組み、前回審査時からのジオパーク活動の進展などについて審査を行います。日本ジオパーク委員会では、2014年度以降の日本ジオパークネットワーク加盟認定審査において、「ジオパークを目指す地域は、持続可能な地域社会の実現のために、ジオパークとして、その地域にあったやり方で住民、行政、研究者などの関係者が、ともに考え続けているか。また、そのために、これまでのやり方を変える覚悟があるか」ということを最も基本的な審査基準として審査を行っています。この考え方を踏まえた上で、前回審査時に指摘された問題点に対応できているか、そしてそれのみに止まらず、地域が考え続けた結果としてジオパークの活動が質・量ともに充実しているかを審査します。そして持続可能な形で運営されてきたか、また活動にともなって明らかになっている問題点についてどのように対処し解決に向けて具体的な努力をしているかについても審査します。

再認定審査は、日本ジオパーク委員会が各日本ジオパークの再認定について判断するために行うものですが、日本ジオパーク委員会では、この審査を、審査員と地域とがより良いジオパークの実践について共に考える場としても位置付けています。審査員と地域とで現地審査前から十分にコミュニケーションをはかり、審査をうける日本ジオパークでは問題点を隠すことなく活動実績を示し、審査員と地域とで、話し合うべきこと、検証すべきこと、審査に参加すべき人などを十分に協議、確認したうえで再審査に臨んでください。

2. 対象地域

- 2-1. 2014年度に新規認定を受けた日本ジオパーク 霧島、南紀熊野、立山黒部、天草、苗場山麓
- **2-2. 2016**度に条件付き再認定となった日本ジオパーク 八峰白神

3. 審査の方法と注意点

3-1. 現地審査は、原則的に、日本ジオパーク委員会調査運営部会員と、日本ジオパーク委員会により委嘱された者で構成する3名が行う。

- 3-2. 現地審査は限られた日数で行われるため、現地審査員は、現況報告のほか、活動報告、過去の審査報告書やそれに関わった現地審査員との議論、関連する研究成果などに基づき、審査項目を検討する。
- 3-3. 現地審査は、関係者からのヒアリングや面談、検証が必要なジオサイトや関連施設などの視察を中心に行う。
- 3-4. 各ジオパークは、現地審査員に対して、優れた活動実績を紹介するだけでなく、地域で問題となっている事項等についても、資料を準備し説明を行うようにする。
- 3-5. 説明、面談には十分な時間をかけ、分刻みのスケジュールは避ける。
- 3-6. 現地審査員は、現地審査後に、各事務局に資料提供などを求めることがある。
- 3-7. 現地審査の結果は現地審査員がまとめ、日本ジオパーク委員会事務局に提出する。
- 3-8. 現地審査を担当した日本ジオパーク委員会委員が、現地審査の結果を、日本ジオパーク委員会に報告する。
- 3-9. 日本ジオパーク委員会が、早急に解決を要する重要な問題点があると判断した場合には、2 年後に審査を行う「条件付き再認定」となる。「条件付き再認定」となったジオパークは、審査結果判明後直ちに、2 年間での問題点解決のための計画を立て、その解決を図る。
- 3-10. 条件付き再認定となったジオパークにおける審査は、前回審査時に指摘された問題点の改善状況の確認に重点を置きつつ、他地域同様の方法で行う。
- 3-11. 条件付き再認定後に行われる審査の結果、指摘された問題の解決が図られていないと日本ジオパーク委員会が判断した場合には、当該日本ジオパークが有する日本ジオパークネットワークの正会員 資格は取り消される。

4. 提出書類

各ジオパーク事務局は、現況報告書、自己評価表、添付資料の印刷版 4 部を下記事務局に郵送するとともに、電子版をオンラインストレージ等で下記アドレスに 9 月 13 日 (木) 17 時</u>までに送付してください。

なお、現況報告書、自己評価表は指定の様式を使用してください。

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-5-1 トライエム大手町ビル 7 階

日本ジオパークネットワーク事務局

Tel.03-3219-2990 Mail: jgn_office@geopark.jp

註

1) 本審査事業は、「我が国におけるジオパーク・ナショナル・コミッティの運営業務」の一環として、平成 30 年度文部科 学省日本/ユネスコパートナーシップ事業により行われる予定です。